

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

| | | |
|-----------------------|----------------|-----|
| 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ | ……………2011.3.25 | 掲載版 |
| 全国申請状況 | ……………2011.4.4 | 速報版 |

NEWS ・ お知らせ

公益法人定例講座

『「公益認定財務基準」「公益目的支出計画」の基礎とその対応策』

……………2011.4.21 セミナー開催！

今月の TOPIX

東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ

……………2011.3.31 掲載版

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて

地震の影響に伴う社員総会の開催時期について ほか

公益不認定 全国5件目

……………事例研究

=====
公益法人協会等からのお知らせ ・ 最新動向について

～ 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ(内閣府からのお知らせ) ～ ほか

以前、移行登記日の調整等に関してこのメールマガジン(2010.11/11号、Vol.3)で掲載しましたが、

内閣府より3月25日付で、上記表題のとおり公益法人Informationに掲載されていますのでお知らせいたします。

1. 設立の登記日を事業年度の開始日にする場合について

設立の登記日と事業年度の開始日を同一にすることにより、決算手続き等の事務処理が軽減できます。しかしながら平成24年4月1日は日曜日に当たっており、公益法人制度移行のための登記ができません。翌4月2日に移行登記を行った場合、事業年度を区分するため、4月1日について1日分の決算を行う必要が生じ、法人の大きな負担となります。

ここで、整備法上、設立の登記について、どのような定めがなされているのか例示すると・・・

2. 整備法上の定め

特例民法法人は、第44条の認定(移行認定)を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の登記をし、名称変更後の公益法人については設立の登記をしなければならないとされています。(整備法106条1項)また、106条1項により解散及び設立の登記をした後は、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁にその旨を届け出なければならない(同条2項)、認定を受けた日から起算して30日を経過しても届け出をしない場合には、行政庁から登記すべき旨の催告がなされ、従わなければ認定を取り消されることになります。(整備法109条1項)

しかし、公益認定等委員会による「答申」が出た日と行政庁が「認定」する日までの間(=調整の期間)については、特段の限度は設けられていません。

3. 事実上、認定日は調整が可能

そこで以下の方法()で対応が可能となっている、というのが今回のお知らせの内容です。

留意点) 調整に際しては、希望する登記日について文書での提出が求められる場合あり。

時期・内容・審査状況によっては希望日の登記が間に合わない場合あり。

調整の期間に限度が設けられていない以上、一旦、答申を出してもらい認定の日については、法人の希望を行政庁に調整してもらう。

現段階では東京都が提案書を法務省に提案し、上記の措置が講じられていますが、他県等については、それぞれ対応が異なるようですので、新たな情報が入り次第お知らせいたします事をご了承ください。

福岡県の対応：行政経営企画課（公益法人班）によると、調整の期間が1ヶ月程度であれば対応していただけるようです。

内閣府からのお知らせ詳細 >>>

[] 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ

<http://bit.ly/fOJPd6>

全国申請状況 ~ 統計情報 ~

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 23 年 3 月末時点：全国の申請状況(平成 20 年 12 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

行政庁からのお知らせ詳細 >>>

<http://bit.ly/fVBwVW>

=====

NEWS ・ お知らせ

『「公益認定財務基準」「公益目的支出計画」の基礎とその対応策』

～ 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人への移行に関する基礎知識、事例研究 ～

主催：全国公益法人協会 西日本業務局

定例講座ご案内（4月期 西日本地区）

日時：4月21日（木） 13:30～16:30（個別相談含む）

会場：福岡朝日ビル（地下1階 第13・14・15会議室） JR博多駅前

講師：廣門 誠彦（篠原・植田税理士法人 経営管理事業部 公益法人担当）

受講料：正会員（2名まで）無料 / 準会員1名につき 10,000円

概要： 申請書に添付する「収支予算書」の作成方法

1. 「収支」ベース予算書から「損益」ベース予算書へ
2. 事業・会計区分の方法
3. 収益・費用計上のポイント

公益認定財務基準の考え方と対応策

1. 収支相償基準
2. 公益目的事業比率
3. 遊休財産の保有制限

公益目的支出計画の考え方と対応策

1. 公益目的財産額の算定方法と注意点
2. 公益目的支出計画

詳細はこちら、セミナー情報より >>> <http://www.shinohara-cpa.com>

=====
今月の TOPIX

- ・東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ
- ・東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて ほか
- ・公益不認定 全国5件目 - - 事例研究

東北地方太平洋沖地震において、今もなお不自由な生活を強いられ続けている被災者の方々、ご家族の方々、関係者の方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

この度の東北地方太平洋沖地震に関して3月31日に公表された、池田守男公益認定等委員会委員長のメッセージを掲載します。

(趣旨)

民間にあって公益に貢献するという「志」を持って設立された公益法人の設立の趣旨を鑑み、この国難とも言うべき今、何ができ、何をなすべきかという視点をもって従来の活動に拘ることなく被災者支援や震災復興に役立つ形での活動・寄附に資源を振り向けていただけるよう、前向きな検討をお願いします。

公益認定等委員会委員長からのメッセージ(全文) >>> <http://bit.ly/elfVxi>

この度の地震に関して、税法上また公益法人の組織・運営上の観点から以下についてお知らせいたします。

・被災者の方々への義援金等に関する税務上の取扱いについて

詳細については、当グループのホームページをご参考ください >>>

<http://www.shinohara-cpa.com>

・地震の影響に伴う社員総会の開催時期について

法務省のホームページにおいて、会社法における「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて」とのお知らせが掲載されています。

< 定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況となっている場合等 >

趣 旨

特定の時期に定時株主総会を開催すべき旨の定款の定めがあったとしても、「通常、天災等の

ような極めて特殊な事情によりその時期に開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用して、その時期に開催しなければならないものとする趣旨ではない」と解釈できる。

結 論

事業年度の終了後一定の時期に定時社員総会を開催すれば足り、定款記載時期より後になったとしても、定款に違反することにはならない、との解釈が成り立つ。

地震等に備えて積み立てる資金は、特定費用準備資金の対象となるのか
上記について、FAQの回答は、…

法人が地震等の災害時に施設等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金は、その目的である活動をいつ行うのかという具体的な見込みを立てることが一般的には困難であり、特定費用準備資金の要件を満たすことは難しい。

上記FAQの記載は、このような積立を特定費用準備資金と認識する可能性を全否定するものではなく、要件を満たすと考えられる場合においてはその限りではないものと解釈できます。

[] 認定法施行規則 18条3項、ガイドライン 7(5)

災害時の復旧等のための資金を合理的に見積もった範囲で貸借対照表上の特定資産として経理する場合は、公益目的事業に必要な活動の用に供する財産(認定法施行規則22条3項2号)として、遊休財産額の対象から除外される。

[] FAQ 問 -3-

公益不認定 全国5件目

社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 : 公益性認定の判断が焦点

審議会側の判断

本件事業は行政機関からの受託事業であるが、法令に基づく団体であることや行政機関からの受託事業であっても、それだけで直ちに公益目的事業となるのではなく、認定法の定める公益目的事業の要件を充足することが必要である。

調査士法事業において、公益目的事業と認定しうる**独自性のある具体的な公益性を有する**とは認められない。

結 論

調査士法事業は、一般的・抽象的に公益に資することは否定しないものの、**当該事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと解することは困難**であることから、当該事業が大半を占める事業「公1」の「官公署等の依頼を受けて……に規定する事業及び本協会の目的を達成するために必要な事業」については公益目的事業と認めることはできない。

この結果、公益目的事業比率が50%を下回ることとなるため、不認定とする。

<スタッフより>

このメルマガも2ヵ月ぶりの配信となり、かなり時間が経過してしまい申し訳ございません。

今回は、先月3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震に関する記事を中心にお送りしました。およそ1ヵ月が経とうとしている中、今回の大震災が引き起こした経済的損失というのが様々なところで試算され、皆さまご存知のことと思います。

また、この震災が与えたダメージは経済面だけではなく、精神的にも大きいものですが、画面等を通じて見る日本人の忍耐強さ、規律正しさ、強い相互扶助の精神などに深い感銘を受け、海外からも驚きや称賛の声も多いといった記事を目にすることで、日本という国が本来持っている「力」を見直すきっかけにもなりました。

今からの私たちに課せられているのは、これからも気持ちを向け続けていく事。それをいかに持続できるか。。

一人一人が試されているのを感じます。一日でも早い復興を心からお祈り申し上げます。（窪田）

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
